

出席停止について

お子さまが下記、学校において予防すべき感染症に罹患したことを医師に診断された旨、連絡を受けました。学校保健安全法に基づき出席停止といたします。出席停止の期間は下記の表の通りです。他の生徒に感染のおそれがないまで登校はできませんので自宅で療養してください。医師より感染のおそれがないと認められましたら、別紙、出席停止解除届へ保護者が記入し、最初に登校する際にお子さまに持たせ、学校に提出してください。

※出席停止とは・・・学校において予防すべき感染症が発生した場合、他の健康な生徒への感染を防止し、学校内の流行を阻止するために、該当生徒に対して校長が出席を停止する措置のことです。

表 学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

第1種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱 痘そう・南米出血熱・ペスト マールブルク病・ラッサ熱 急性灰白髄炎・ジフテリア 重症急性呼吸器不全症候群 (コロナウィルス属SARSコロナウィルスに限る) 鳥インフルエンザ(H5N1) 中東呼吸器症候群 MARS	○治癒するまで
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1除く)	○発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼児は3日)を経過するまで
	百日咳	○特有の咳の消失まで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
	流行性耳下腺炎	○耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	○主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	麻疹(はしか)	○解熱後3日経過するまで
	風疹(三日ばしか)	○発疹が消退するまで
	水痘(みずぼうそう)	○すべての発疹が痂皮化するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	○病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	新型コロナウイルス感染症	○発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス 流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 その他の感染症 〔溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎(ノロウイルス等) など〕	○病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで

※注

※注 第2種は、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めた時は、この限りでない。

登 校 許 可 書

疾 病 名 _____

発病した日 年 月 日

診断をうけた病院名 _____

医 師 氏 名 _____

病 院 電 話 番 号 _____

医師の指示により、
登校してはいけない期間 年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

北区立滝野川第三小学校長 様

年 組 児童氏名 _____

保護者署名 _____